

# 日本遺産の認定内容変更申請について

令和8年3月5日（木）

# 構成文化財の取消しと追加、名称変更

## ①「大澤久右衛門家住宅・土蔵」の取消し

「大澤久右衛門家住宅・土蔵」については、令和7年8月に所有者より老朽化で危険な状態となり、再活用も難しいため、取り壊したいので構成文化財から削除して欲しいとの要望があり、構成文化財の取消しを申請する。

## ②「旧日本こはぜ工業組合行田店」の追加

「旧日本こはぜ工業組合行田店」（忍2-19-8）は、昭和初期建設の店舗併用住宅。昭和28年(1953)に大手こはぜメーカー住野工業株式会社の行田出張所、昭和35年(1960)には日本こはぜ工業組合行田店となり、行田足袋商工協同組合とのこはぜ取引を一手に担う店舗となったという歴史を持っている。今回所有者からの同意が得られたので、構成文化財への追加登録を申請する。

## ③「パン工房ぱん田屋KURA」、「牧禎舎」への名称変更

施設の運営者からの要望に基づいて、店名が代わった「パン工房KURA」を「パン工房ぱん田屋KURA」に、藍染体験が終了した「藍染体験工房「牧禎舎）」を「牧禎舎」にそれぞれ名称変更を申請する。



旧日本こはぜ工業組合行田店